

令和8年第2回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年2月9日(月)
開会 15時30分 閉会 16時42分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 藤崎 郁
委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 神崎 郁也
社会教育課生涯学習推進係課長補佐兼総括主幹 戸高 直人
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 東 由美子
社会教育課文化財係総括主幹 渡邊 広樹
社会教育課文化財係総括主幹 鶴原 和重
社会教育課文化財係副主幹 河原 尚志
社会教育課文化財係副主幹 福田 聡
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 1件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、山口委員が欠席です。

教育長 それでは、令和8年第2回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定等

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりでありまして、会議の終了は 16 時 30 分を予定しています。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開についてですが、本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第 4 号 令和 8 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）
- ・ 令和 8 年度佐伯市一般会計予算
- ・ 佐伯市マリンハウス海人夏館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について
- ・ 尾浦集会所の指定管理者の指定の期間の変更について
- ・ 財産の無償譲渡について（尾浦集会所及びその用地）
- ・ 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

議案第 4 号 令和 8 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは、議事に入ります。議案第 4 号令和 8 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち、令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）について関係課長が説明いたします。初めに安部教育総務課長から説明をお願いいたします。

教総課長 議案第 4 号令和 8 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、御説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

それでは、まず令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、資料 3 ページの第 1 条にありますように、一般会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,823 万 2,000 円を追加しています。そのうち、歳出の教育費については、3,617 万 9,000 円を減額補正しています。

それでは、各課における主な補正内容について御説明いたします。まず教育総務課からです。歳入について、小学校廃校施設等解体事業債 1,630 万円の減額は、旧尾浦小学校解体撤去工事費が確定したことにより、公共施設等適正管理推進事業債の借入額を減額するものです。渡町台小学校施設整備事業債 10 万円の減額と鶴谷中学校施設整備事業債 270 万円の減額は、両校とも屋上防水改修工事費等が確定したことによる過疎対策事業債の借入額の減額によるものです。

次に歳出ですが、人事管理事業について、学校関係の会計年度任用職員の期末、勤勉手当の額等が確定したことなどにより、合計 1,290 万 4,000 円を減額しています。続いて、義務教育振興事業－G I G Aスクール第 2 期整備事業 872 万 8,000 円の減額は、小学校の校務用端末リースの入札残及び教育系サーバーの購入台数の変更や入札残によるものです。続きで公共施設等総合管理計画推進事業－小学校廃校施設等解体事業 1,760 万 7,000 円の減額は、歳入でも説明しましたが、旧尾浦小学校解体撤去工事費が確定したことから、次の中学校施設整備事業－鶴谷中学校施設整備事業費 252 万円の減額は、鶴谷中学校特別教室棟防水ほか改修工事費が確定したことによるものです。続いて、債務負担行為の追加分ですが、鶴岡小学校用地借地料から自家用電気工作物保守管理業務委託（中学校分）は、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間が発生するもので、令和 7 年度中に契約行為を行う必要があるものを計上しています。

以上で、教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 それでは、学校教育課分について説明をさせていただきます。

まず、歳入についてですが、教育費国庫補助金において小学校費補助金を 21 万 9,000 円、中学校費補助金を 20 万 9,000 円、合わせて 42 万 8,000 円を減額しております。これは、実績に合わせて減額をしたものであります。続いて、利子及び配当金において給付型奨学金基金の利子として 2 万 5,000 円を計上しております。続いて、給付型奨学金基金繰入金として 110 万円を減額しています。これは、当初、選考奨学生を 25 人で予定しておりましたが、選考人数が 14 人だったことにより減額したものであります。

続いて、歳出になります。奨学金貸付事業において、73 万 2,000 円を減額しています。これは、当初 6 人への貸付けを予定していましたが、実際の貸付決定者が 3 人だったため、その差額を減額したものであります。次に給付型奨学金支給事業において 110 万円を減額しています。これは、先ほど申した、25 人を予定したものが 14 人だったことからその差額分を減額したものであります。続いて、スクール・メンタルケア推進・充実事業において、20 万 3,000 円を減額しています。これは、スクールソーシャルワーカー、それと登校支援員の期末手当額の支払実績に応じた減額になっております。そして、小学校理振法備品整備費を 43 万 7,000 円、あわせて、中学校理振法備品整備費を 41 万 7,000 円減額しております。これも使用実績に合わせて減額をしたものです。最後に、幼稚園費人事管理費において 8 万 4,000 円を減額しています。これも、期末手当額の支払実績に応じた減額となっております。

学校教育課分については、以上となります。

社教課長 補正予算の社会教育課における予算につきまして、御説明を申し上げます。

国庫補助金、国宝重要文化財等保存整備費補助金について、193万2,000円の減額をしております。これは、佐伯城跡保存活用計画策定事業に対する国庫補助金の交付決定額に伴う減額となっております。関連いたしまして、県補助金であります文化財保存事業費補助金につきましても同様の理由で38万2,000円の減額をしております。次に財産運用収入です。社会教育施設整備基金利子、美術品購入基金利子をそれぞれ18万7,000円、6万7,000円増額計上しております。これは、それぞれの基金元本の運用利子が確定したことに伴うものでございます。以上が歳入となります。

次に歳出の御説明をさせていただきます。基金管理費の積立金となります。上から6番目と7番目、それぞれ先ほど申しました基金利子を原資として同額分、歳出として積み上げたものでございます。次に社会教育総務費の社会教育総務費人事管理費で210万7,000円を減額しておりますが、これは会計年度任用職員の期末、勤勉手当が12月の支給をもちまして確定したことによる減額の措置となっております。そのすぐ下に佐伯城跡保存活用計画策定事業というのがございますが、ここでは報償費17万4,000円、旅費69万7,000円、合計87万1,000円を減額しております。この減額と併せまして、先ほど申し上げました補助金の額の確定により、補助金と一般財源の充当財源の更正も行っているところでございます。主な減額理由につきましては、策定委員会の開催が当初の予定で4回としておりましたが、それが3回に調整できたことによるものです。また旅費につきましては、委員会の開催の回数が先ほど申しましたように減ったのと、リモートでの会議参加がありましたので、それに応じた減額となっております。

以上で、社会教育課の該当分につきまして説明を終わります。

体保課長 歳出の分から説明させていただきます。総合運動公園費、総合運動公園遊具広場改修事業（国の補正）で、令和7年12月に可決された国の補正予算、社会資本整備総合交付金の受入れに伴い、令和8年度に予定している遊具広場改修事業の遊具の撤去工事費を補正するものです。工事請負費で1,100万円を計上しております。なお、第2表にあります繰越明許費補正で、全額、次年度へ繰り越す計画をしております。撤去時期は、5月末以降からの撤去を考えています。

続きまして、歳入を報告します。国庫補助金で先ほどの遊具広場改修事業1,100万円のうち、保健体育費補助金として500万円を計上しています。続いて、市債ですが、総合運動公園遊具広場改修事業債（国の補正）では、500万円を計上しています。最後に寄附金です。スポーツ振興指定寄附金で10万円を計上しています。この寄附金は、ぶんど銘醸と元プロ野球選手の川崎憲次郎様がタイアップして製造した焼酎の売上げの一部をスポーツに取り組む子どもたちのためにと寄附をいただきました。

以上です。

教育長 それでは、今説明がありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 減額している分については、要するに金額が決まったので、余った分はお返ししますということですか。また、減額が多いのは、多めに予算を組んでいるということですか。

教総課長 予算については、当初、設計等も見積り等で行っているのですが、実際は詳細な設計を組んで、そして、入札にかけますので、工事費については最低制限価格がありますので一定より下がることはないのですが、物品等に関しては最低制限価格を設けていませんので、入札したときにかなりガクッと下がるというようなことがあります。

教育長 それでは、次に移ります。令和8年度佐伯市一般会計予算について、関係課長が説明をいたします。初めに教育総務課長お願いいたします。

教総課長 令和8年度佐伯市一般会計予算について御説明させていただきます。

令和8年度の一般会計当初予算は、前年度比約13億6,768万円の増で455億円となっています。そのうち、歳出の教育費につきましては、36億2,287万4,000円で、前年と比べ、3億8,975万円の増額となっています。主な増減理由については、小学校給食費の抜本的負担軽減事業や総合運動公園遊具広場改修事業の増額によるものです。なお、対前年度比較は、昨年4月に市長選挙が行われたため、肉付予算となる6月補正予算後の総額と比較しています。

それでは、各課における主な予算について説明いたします。まず、教育総務課関係の主な事業について説明いたします。

142番市立学校再編検討事業は、佐伯市立小・中学校の再編計画（案）について調査審議を行っている協議会にかかる費用等を127万1,000円計上しています。続いて、146番GIGAスクール第2期整備事業は、学校のICT環境の整備を行う事業で、各種端末のリース料やファイルサーバの更新、特別教室用電子黒板の購入に係る経費、合わせて6,799万7,000円を計上しています。充当財源につきましては、デジタル活用推進事業債や購入後5年が経過した児童生徒用の学習用端末の売払い代金を充当しています。続いて、149番小学校特別教室エアコン整備事業は、市内全18小学校の特別教室に概ね2教室ずつエアコンを設置する事業です。8年度は、設計業務費502万6,000円を計上しています。150番の小学校体育館照明LED化事業は、メタルハライドランプ等を使用している小学校体育館照明をLED化する事業で、4校分の設計業務費251万3,000円としています。151番小学校体育館エアコン整備事業費は、小学校体育館にエアコンを設置する事業です。まず8年度は、避難所として最初に開設される渡町台及び鶴岡小学校への設置に向け、設計業務費171万3,000円を計上しています。152番佐伯東小学校施設整備事業1,010

万円は、劣化が進んでいる佐伯東小学校の屋上防水シートの改修工事費となっております。153番中学校体育館照明LED化事業6,200万2,000円は、設計が終了している4校分のLED化工事費用です。154番佐伯城南中学校施設整備事業費9,910万円は、劣化が進んでいる佐伯城南中学校の屋上防水シート及び外壁塗装の改修工事を行い、建物自体の機能強化と長寿命化を図るものです。充当財源としましては、153番の中学校体育館照明LED化事業は国庫補助金である学校施設環境改善交付金を充当しており、その補助裏を含む149番から154番までのハード事業には過疎債を充当し、歳入予算として計上しています。続いて、基金の状況を示しています表の④さいき創生人材育成基金は、さいき創生につながる人材育成と次代を担う本市の子どもたちの育成に役立てて欲しいと寄附された5億円を寄附者の意向に沿った活用ができるよう設置したものです。この表はこの基金を活用して実施する学校教育課の五つの事業、社会教育課の一つの事業の事業費を記載しており、8年度は3,677万1,000円を充当予定としています。

次に資料が変わりまして資料2を御覧ください。債務負担行為に係る調書の当該年度提出分について、佐伯市学校ネットワーク保守管理業務委託以降が教育総務課分になりますが、このうち中学校校務用端末リースは教職員用の校務用端末のリースを更新するもので、9年度から13年度までで1億1,469万8,000円を設定しています。そのほか複合機リースに係る費用等について、債務負担行為を設定しています。

以上で教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 続いて学校教育課分について説明をいたします。

143番給付型奨学金支給事業です。予算は、208万9,000円。安倍彌太郎様からの寄附を元にした佐伯市給付型奨学金基金から、1人当たり10万円の給付を行う予定としています。その下144番さいき創生人材育成基金を活用した奨学支援事業として、1,773万6,000円を計上しています。令和8年度の利用者を25人程度と予定をして予算を組んでいるところであります。続いて、145番スクール・メンタルケア推進・充実事業として、3,271万6,000円を計上しております。これは、いじめ、不登校など問題を抱える児童生徒の早期発見、早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うために学校、家庭、関係機関の緊密に連携したサポートネットワークの推進・充実を図るものであります。続いて、147番新規事業です。小規模特認校支援事業として、80万2,000円を計上しています。小規模特認校として指定された本匠小学校、本匠中学校において、地域の自然や文化に触れるなどの体験交流活動を通じて、心身の健やかな成長を促す取組を支援するためのものであります。続いて、148番さいき創生人材育成基金を活用した事業です。英語検定受検促進事業として、219万円。これは、市内中高生を対象に英語検定5級から準1級にかかる検定料を1人につき1会計年度1回分、その費用の一部を補助するためのものであります。

以上で主な学校教育関係予算の説明を終わります。

社教課長 続きます、社会教育課における令和8年度の当初予算の説明をいたします。

社会教育課につきましては、4事業です。一つ目は、155番史跡佐伯城跡三の丸整備事業です。この事業は、新規事業で、全体として4年間の事業計画をしております。令和8年度は、整備計画作成が主な事業です。8年度の総事業費は、531万7,000円です。国の補助金が222万4,000円で、一般財源が309万3,000円となっております。主な歳出科目及び額につきましては、計画策定委員会の委員報酬として55万9,000円、国県との調整のための旅費として24万3,000円、計画策定支援事業の業務委託といたしまして444万9,000円を計上しております。次に156番旧地区公民館解体事業です。公共施設等総合管理計画推進委員会にて、解体の方針が決定されました旧佐伯地区公民館及び旧大入島地区公民館の解体事業となります。事業総額につきましては、7,400万円です。地域振興基金で7,000万円、それから一般財源で400万円を財源内訳としております。個別では、旧佐伯地区公民館の事業費が3,460万円、旧大入島地区公民館が3,940万円を予定しているところです。続きます、157番視聴覚センター空調機整備事業です。これも新規事業となります。老朽化した視聴覚センターの空調機を更新するもので、令和8年、令和9年の2か年の事業を予定しております、令和8年度は1階を対象として、事業費800万円を全額、地域振興基金を財源として行う予定としております。最後に158番佐伯図書館・視聴覚センターLED照明設備整備事業です。この事業も新規事業で、それぞれの施設の既存の照明設備をLED照明へ改修する事業で、令和8年度のみ事業としております。事業費は590万円で、本事業につきましても全額、地域振興基金を充てるということにしております。

以上で社会教育課該当につきましては説明を終わります。

体保課長 続きます、体育保健課です。

159番番匠体育館改修事業。この事業は、竣工から40年以上経過し、老朽化が著しい番匠体育館の屋根を含めた外壁等の建物外部の改修を行い、施設の長寿命化を図ります。予算額は、8,460万円です。続きます、160番木立グラウンドトイレ設置事業です。木立グラウンドにトイレを設置する事業で、ユニット式のトイレ設置工事を行い、施設の利便性向上を図ります。予算額は、1,500万円です。続きます、161番米水津温水プール改修事業です。この事業は、米水津温水プールのチラーの老朽化により、一定の水温が保てない状況となっているため改修を行います。令和8年度は、5基ある中の2基の取替修繕を行い、温水プールを維持します。予算額は、1,430万円です。続きます、先に163番小学校給食費の抜本的負担軽減事業です。この事業は、国の給食費負担軽減交付金で、保護者負担の軽減を通じた子育て支援として、給食実施校の児童について、保護者の所得にかかわらず、一律に月額5,200円を各学校給食センター運営委員会に補助します。予算額は、1億3,808万1,000円です。続いて、162番小学校等給食費負担軽減事業（R7国補正：物価高騰対応）です。この事業は、学校給食に係る食材の物価高騰分について引き続き公費負担とすることで、保護者の負担軽減を図ります。内容は、令和8年度の小学生の給食費を月額6,000円と計画しており、先ほどの抜本的負担軽減事業で

5,200 円の支援を行い、その差額分 800 円について臨時交付金を活用し、各学校給食センター運営委員会に対して補助金を交付します。予算額は、2,200 万 3,000 円です。続きまして、164 番中学校給食費無償化事業（R 7 国補正：物価高騰対応）です。この事業は、中学生の子を持つ保護者の学校給食費について負担軽減を図るため、各学校給食センター運営委員会に対して補助金を交付します。なお、中学生の子を持つ保護者からの学校給食費の徴収は行いません。予算額は、1 億 1,825 万円です。続きまして、165 番学校給食調理場長寿命化事業です。令和 8 年度は、弥生学校給食センターと剣崎学校給食センターの空調機更新に係る工事を行います。予算額は、3,640 万円です。166 番総合運動公園駐車場改修事業です。この事業は、佐伯市総合体育館は指定避難所にもなっており、体育館前の空きスペースの有効活用及び利用者、避難者の駐車スペースを確保するため、駐車場を舗装整備するものです。予算額は、772 万 8,000 円です。最後に、167 番総合運動公園遊具広場改修事業です。この事業は、総合運動公園遊具広場の遊具を更新するものです。建設から 25 年が経過し、危険箇所が多数あることから遊具の改修を行います。予算額は、1 億 3,380 万円です。

以上です。

教育長 ありがとうございました。令和 8 年度の教育委員会の予算について、概要を説明してもらいました。それでは審議を行います。質問等ございますか。

平井委員 給食費のことを少し聞きたいのですが、中学生が無料で、小学生が有料ということですか。

体保課長 今年度から中学生の学校給食費は無償化としておりますので、保護者負担はゼロとなっております。小学生については、今年度は保護者様から 4,300 円の給食費をいただいております。実際に給食食材費は 5,700 円となっておりますので、その差額は市が補助金として交付しております。来年度につきましては、小学生も国が 5,200 円の負担、交付金が出ますので、残りの 800 円と合わせて、保護者からは徴収を来年度についてはしないということで計画しております。

平井委員 小学校給食費の抜本的負担軽減事業で 1 億 3,808 万円とありますが、これは何に使っているのですか。

体保課長 小学校給食費の抜本的負担軽減事業 1 億 3,808 万 1,000 円は、国から県に入って、県からの交付金ということで、市にきます。いわゆる、今言われています小学生の給食費の無償化事業ということになるのですが、佐伯市については、給食費が 5,200 円では納まっていませんので、その出た分については、また別の臨時交付金を充てるということで、来年度については保護者様から負担はいただかないということになります。

平井委員 わかりました。ありがとうございます。それともう1点。148番英語検定受験促進事業はかなり減っていますけど、これは受験生が少ないということですか。

学教課長 英検のところですが、昨年度比で242万7,000円を減額しています。今年度までは、1年間で1回、受けるときに全額補助という形にしておりました。ただ基金を活用した予算を組んでいる中で、より持続可能な形というところを考えたときに、来年度は自己負担をしていただくという方向で変更いたしました。ということで、中学生がメインターゲットになるのですが、4級、5級については、補助額を2,000円、自己負担を1,000円、3級を受ける場合は、半額以下になるようにといったところで、要するに自己負担を求める形に変更することで、より長い期間、補助ができるようにといったところでの変更をした形にしております。

平井委員 今までが無料で、次年度から自己負担を求めるということですか。

学教課長 そういうことです。

平井委員 それともう1点聞きたいのが、改修工事とありますが、学校やいろいろなとこに出ていると思うのですが、その改修工事の順番など何かあるのですか。

教総課長 学校の施設長寿命化計画というのがございまして、こちらの方である程度順番を決めています。やはり築年数として、年数が経ってしまっていて劣化度の激しいものから順番に行っているというような形になります。

教育長 それでは、次に移ります。佐伯市マリンハウス海人夏館条例の一部改正について、社会教育課長が説明します。

社教課長 佐伯市マリンハウス海人夏館条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、本年1月19日に行われました令和8年第1回佐伯市教育委員会において承認をいただきましたマリンハウス海人夏館を廃止し、令和9年度から食彩館と一緒に一体的に管理運営を行っていくことに伴いまして、佐伯市マリンハウス海人夏館条例を令和8年4月1日で改正しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、食彩館が今指定管理制度を導入していることから、当該施設についても管理を指定管理者に行わせることができるよう規定の追加をしております。そのほか設置の目的の変更、市長が管理する旨の明文化、休館日の変更を行うとともに、改正に伴う条ずれなどに応じた所要の措置を行っております。この条例改正につきましては、改正後の主管課となります観光・国際交流課から議案を提出することとなっておりますが、改正前につきましては社会教育課の管理施設でございますので、本委員会で御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で佐伯市マリンハウス海人夏館条例の一部改正について、御説明を終わります。

す。

教育長 御質問、御意見がありますでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、尾浦集会所の指定管理者の指定の期間の変更について、財産の無償譲渡について（尾浦集会所及びその用地）を一括して社会教育課長が説明します。

社教課長 それでは、次に佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、尾浦集会所の指定管理者の指定の期間の変更について、財産の無償譲渡について（尾浦集会所及びその用地）の3件につきまして、御説明をいたします。

この件につきましても、今年の1月19日に行われました令和8年第1回佐伯市教育委員会において承認をいただきました尾浦集会所の廃止に伴う地区譲渡に関わる議案でございます。関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

まずは佐伯市蒲江集会所条例の一部改正についてですが、第2条の尾浦集会所の施設の名称、位置を削除するものです。ほかに改正はございません。

次に尾浦集会所の指定管理者の指定の期間の変更についてです。尾浦集会所の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定によるものです。尾浦集会所の指定管理者については、令和4年12月定例会において、尾浦地区がその指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までとすることとして議決を受けていたところですが、当該施設の無償譲渡申請書が提出されたのと併せまして、当該施設の無償譲渡に関わる指定管理者の指定期間の変更同意書というものが提出されました。これに伴いまして、当該指定管理者の指定の期間の末日を令和8年3月31日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

最後に、財産の無償譲渡について（尾浦集会所及びその用地）につきましては、地域振興を図り、地域振興の拠点となる集会施設として活用するため、尾浦集会所及びその用地を尾浦地区に無償譲渡しようとするものです。令和7年12月1日に無償譲渡の仮契約を尾浦地区と締結しておりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして、3月の佐伯市議会定例会において議決を求めるものでございます。

以上3件一括での説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。御質問、御意見のある方をお願いいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、次に佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、社会教育課長が説明します。

社教課長 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げたいと思います。

本議案につきましても令和8年1月19日の第1回佐伯市教育委員会で報告いたしました市史編さん事業の終了に伴うものでございます。佐伯市史の編さんを効果的かつ効率的に推進するため設置した佐伯市史編さん委員会の所掌事務に係る調査審議が終了したことから、佐伯市条例の廃止に関する条例に佐伯市史編さん委員会条例を追加し、佐伯市史編さん委員会条例を廃止しようとするものであります。この条例の改正の施行日は、公布の日にしております。

以上で佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、御説明を終わります。

教育長 この部分についても一度説明をさせていただいていますが、御質問等ございますか。

教育長 よろしいですか。

それでは全て終わりましたので、議案第4号について改めてお諮りをいたします。議案第4号令和8年第2回佐伯市議会定例会に提出する議案について、異議なしということでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第4号については、異議なしといたします。

報告事項等

- ・佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会における調査・審議の状況について
- ・史跡佐伯城跡保存活用計画の完成及び三の丸整備事業について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和8年第2回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時42分